資料１

特定個人情報保護評価について（概要）

１．特定個人情報保護評価とは

番号制度は、住民票を有するすべての方に個人番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用し、公平・公正な社会の実現、国民（市民）の利便性の向上、行政の効率化を図ることを目的に、平成２８年１月より実施されている。

この個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねないため、番号法において、個人番号を含む個人情報である特定個人情報について、一般法よりも厳格な各種の保護措置を設けており、その保護措置の１つが「特定個人情報保護評価」である。

２．特定個人情報について

・個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
・特定個人情報も個人情報の一部であり、原則として個人情報の保護に関する法律等が適用される。しかし、特定個人情報は、個人番号によって名寄せなどが行われるリスクがあることから、個人情報の保護に関する法律等よりも厳しい保護措置を番号法で設けている。

３．特定個人情報保護評価の目的　（Ｐ３参照）

・事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
・国民、住民の信頼の確保

４．特定個人情報保護評価の内容

・特定個人情報が漏えいしてしまうリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置や、その措置が個人のプライバシー等の権利利益を保護する措置として十分であることを自ら宣言するもの。

５．特定個人情報保護評価の実施方法

・国の第三者機関である個人情報保護委員会が示す「特定個人情報保護評価指針」（以下「指針」という）に基づき、評価実施機関が評価書を作成・公表する。
※指針は以下のホームページを参照
個人情報保護委員会ホームページ　https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/

６．特定個人情報保護評価の手続き　（Ｐ４～６参照）

手続きについては指針に基づき、原則として特定個人情報の取扱い前に以下のとおり行う。

（１）特定個人情報保護評価書の作成

・評価を計画的に実施し、適切に管理するため計画管理書を作成する。（指針第５の1）

・評価対象となる業務システムごとに「しきい値判断」を実施。（指針第 5 の 2）

・しきい値判断の結果に従い、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価書を作成する。（指針第５の 3）

（２）住民等からの意見の聴取

・全項目評価書を作成する場合は、評価書に市民意見を反映する必要がある（指針第 5 の 3-(3)-イ）ため、川口市パブリック・コメント手続要綱に基づき、意見を聴取する。

（３）第三者点検の実施

・全項目評価の際には、外部有識者の意見を反映するための第三者点検が必要。（指針第５の 3-(3)-イ）

・指針により「原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受ける」とされていることから、本市においては「川口市情報公開・個人情報保護運営審議会」において点検を行う。

（４）評価書を市民へ公表

・作成した評価書を個人情報保護委員会へ提出した後、市民へ公表を行う。（指針第５の 3-(4)）

※評価書は公開を原則とするが、セキュリティ上リスクのある部分などは非公表とすることができる。

（５）各評価書の見直し

・公表した評価書は、年に 1 回見直し、変更の必要性を検討するよう努める。（指針第５の 4）

・また、5 年を経過する前には再実施するよう努める。（指針第６の 2-(4)）

・<u>評価書に重要な変更がある場合やしきい値判断に変更がある場合などは、随時再評価を実施する。（指針第６の 2-(2)及び(3)）</u>

特定個人情報保護評価の意義

特定個人情報保護評価の基本理念

○　特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の１つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

特定個人情報保護評価の目的

○　事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止

○　国民・住民の信頼の確保

特定個人情報保護評価の内容

○　特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

根拠法令等

○　番号法　第27条・第28条

○　特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第１号）

○　特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第４号）

特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

○ 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
○ 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施

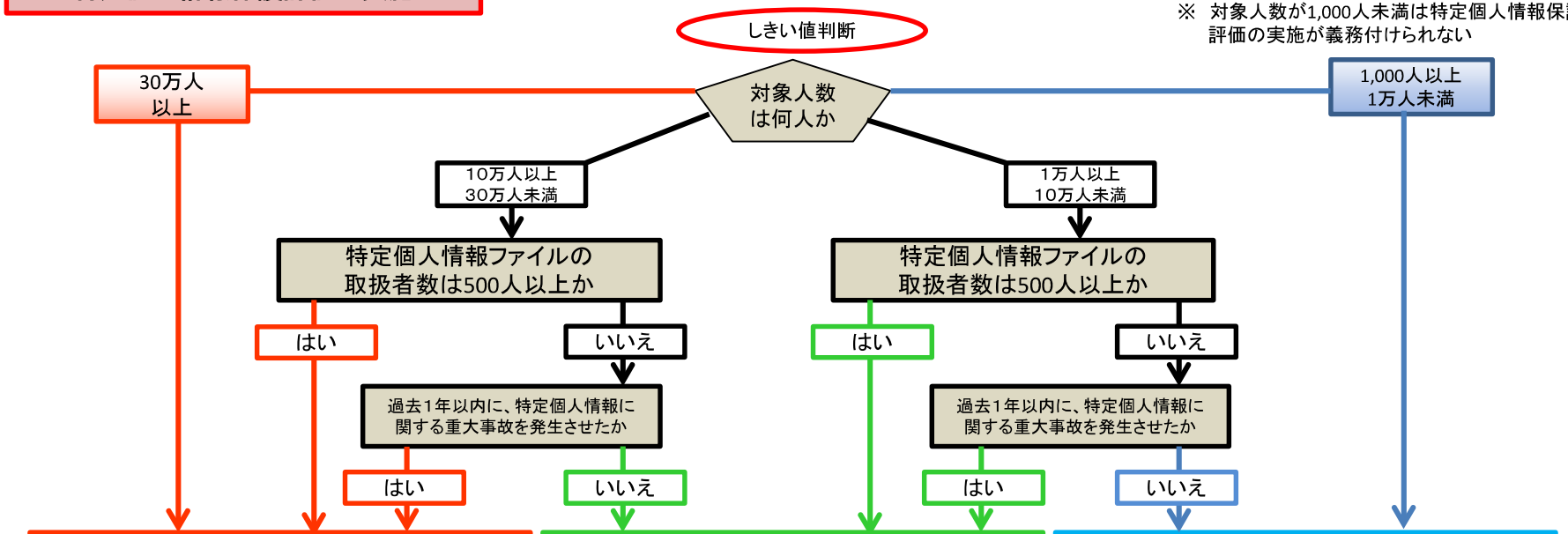

基礎項目評価＋全項目評価

○ 基礎項目評価書については、委員会に提出後、公表。
○ 行政機関等は全項目評価書について国民の意見聴取を実施し、委員会の承認を受けた後、公表。
○ 地方公共団体等は全項目評価書について住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、公表

基礎項目評価＋重点項目評価

○ 委員会に基礎項目評価書及び重点項目評価書を提出後、公表。

基礎項目評価

○ 委員会に基礎項目評価書を提出後、公表。

実施後に必要となる手続

○ 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
○ 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
○ 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
○ 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

全項目評価

記載事項

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
　1．名称　2．基本情報　3．特定個人情報の入手・使用
　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託
　5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
　6．特定個人情報の保管・消去　7．備考
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
　1．特定個人情報ファイル名
　2．特定個人情報の入手
　　（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）
　3．特定個人情報の使用
　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託
　5．特定個人情報の提供・移転
　　（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）
　6．情報提供ネットワークシステムとの接続
　7．特定個人情報の保管・消去
Ⅳ　その他のリスク対策
　1．監査　2．従業者に対する教育・啓発
　3．その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
　1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
　2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
Ⅵ　評価実施手続

全項目評価実施フロー

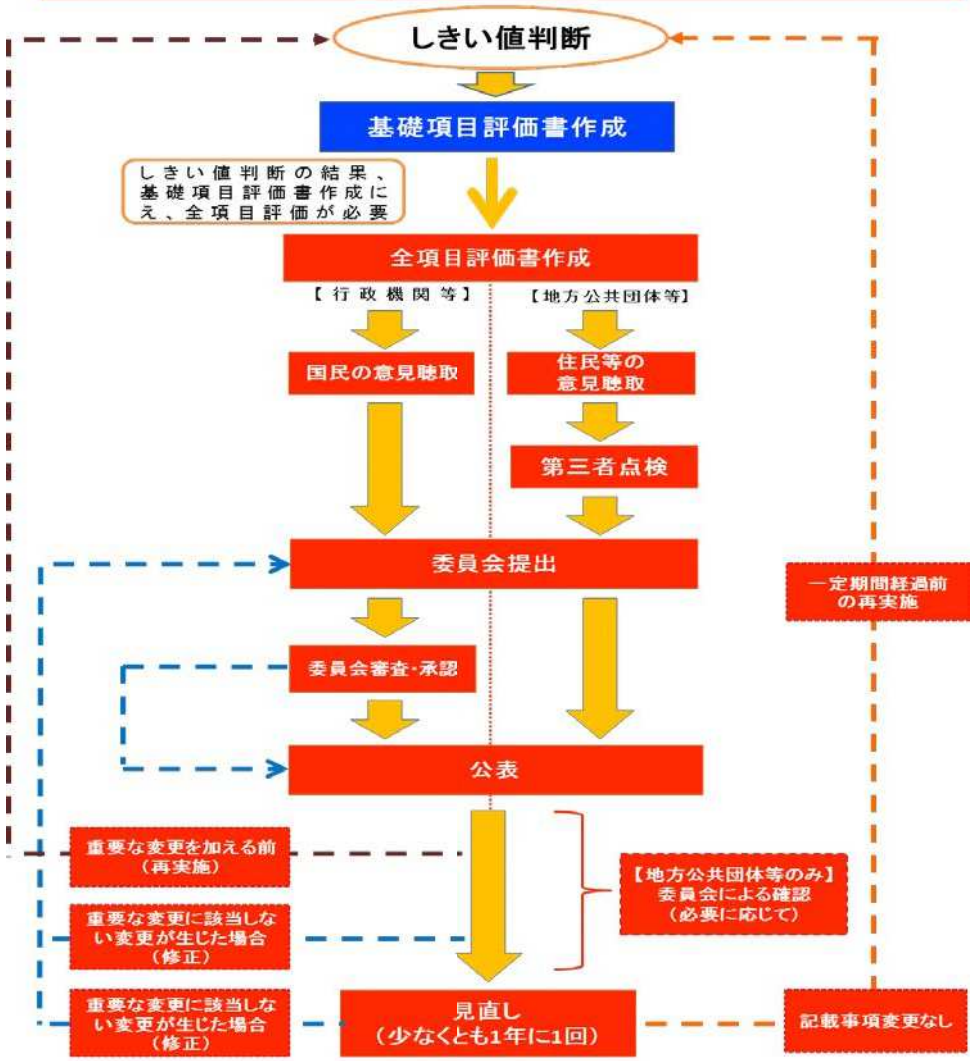

第三者点検

○ 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がある。

○ 個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則。審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性（個人情報の保護や情報システム）を有する外部の第三者によることも可。

○ 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。

○ 個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

指針（第10　1（2））

第10　委員会の関与
1　特定個人情報保護評価書の承認
（2）審査の観点
委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。
ア　適合性
この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
・しきい値判断に誤りはないか。
・適切な実施主体が実施しているか。
・公表しない部分は適切な範囲か。
・適切な時期に実施しているか。
・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。　等
イ　妥当性
特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。
・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。　等

「特定個人情報保護評価指針」より抜粋。